

米軍AH1Z攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する意見書

去る1月20日午後7時30分ごろ、米軍普天間基地所属のAH1Z攻撃ヘリコプターが、うるま市与那城伊計の農道に不時着する事故が発生した。

不時着した場所は、地元農家等が日常的に利用する農道であり、リゾートホテルも近接していることから、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、周辺住民はもとより県民に大きな不安を与えている。

昨年9月に発生したAV8Bハリアー攻撃機墜落事故以降、12月にはMV22オスプレイ、今回のAH1Z攻撃ヘリコプターと、異なる機種によるあつてはならない事故が短期間に立て続けに発生しており、もはや事故の再発防止に対する米軍の姿勢に強い疑問と不信感を抱かざるを得ない。さらに、同機は事故原因の十分な説明もないまま、翌日午前には現場を離陸し、同型機による通常の訓練が実施されていることはまことに遺憾である。

地域住民によると、現場周辺では低空飛行訓練等の増加によって、リーフ内で行う漁の漁獲量が落ち込むなど、漁業収入にも大きな影響を与えているとの訴えもある。

また、不時着事故が発生した当日、キャンプ・シュワブを離陸した米軍ヘリが、基地周辺住民等の再三の申し入れにもかかわらず、民間地や国道等の上空で兵士をつり下げて訓練を行っている様子が確認されたとの報道もあり、米軍の運用を優先し基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民への配慮を欠いた米軍基地のあり方に強い憤りを禁じ得ない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故等に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 事故原因の究明、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内における同機種の飛行を中止すること。
- 3 民間地上空など訓練空域以外における訓練を中止すること。
- 4 航空機の整備・保守点検体制を徹底的に見直してその結果を公表し、実効性のある安全管理と事故の再発防止を図ること。
- 5 兵員に対する教育及び訓練の管理を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年2月15日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て